

中野区教育委員会会議録

令和6年第28回定例会

令和6年11月1日

中野区教育委員会

令和6年第28回中野区教育委員会定例会

○日時

令和6年11月1日(金)

開会 午前 10時00分

閉会 午前 11時10分

○場所

中野区役所7階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 平本 紋子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 村杉 寛子

○出席職員

教育委員会事務局次長 石崎 公一

参事(子ども家庭支援担当) 森 克久

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

渡邊 健治

指導室長 井元 章二

学務課長 佐藤 貴之

○書記

教育委員会係長 藤井 玉枝

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田代 雅規

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

○傍聴者数

7人

○議事日程

1 議決事件

- (1) 第42号議案 令和6年度中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和5年度分)の結果について(子ども・教育政策課)
- (2) 第43号議案 令和7年度(2025年度)教育予算編成に向けての基本姿勢について(子ども・教育政策課)
- (3) 第44号議案 「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正手続について
- (4) 第45号議案 「中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正手続について

2 報告事項

- (1) 教育長及び委員活動報告
 - ①上鷺宮小学校訪問
- (2) 事務局報告
 - ①令和7年度区立学校の儀式的行事の日程について(指導室)
 - ②令和7年度中野区立学校における学校教育の指導目標(指導室)
 - ③令和7年度に向けた不登校対策の検討状況について(指導室)

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

田代教育長

おはようございます。それでは定足数に達しましたので、教育委員会第 28 回定例会を開会いたします。

それでは議事に入ります。

本日の会議録署名委員は伊藤委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

それでは日程に入ります。

<議決事件>

田代教育長

初めに議決事件の審査を行います。

議決事件の 1 番目、第 42 号議案「令和 6 年度中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和 5 年度分）の結果について」を上程いたします。

それでは提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは第 42 号議案「令和 6 年度中野区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和 5 年度分）の結果」につきまして、説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づきまして、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について決定する必要があるためでございます。

報告の内容につきましては、10 月 18 日の定例会におきまして協議をいただいております。

なお、今後の予定でございますが、議決をいただきました後に報告書を議会に提出するとともに、区のホームページで広く区民に公表してまいります。

説明は以上でございます。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

前回、皆様からも意見いただきましたし、評価をしてくださった先生方との意見交換もでき、大変有意義だったと思います。この後は例年のことですが、公表ということになると思うので、公表した際には、現場の先生方も関わりの深い部分など精査いただいて、確実に学校教育の向上につなげていただけるように、そのサイクル、評価と実施のサイクルについても引き続きご指導や工夫をしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

もしその点について何か補足があったらお聞きできればと思います。

以上です。

子ども・教育政策課長

本報告書につきましては、学校の現場にも周知いたしまして、学校の現場で十分生かせるように、指導等してまいりたいと考えております。

田代教育長

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第42号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして議決事件の2番目、第43号議案「令和7年度(2025年度)教育予算編成に向けての基本姿勢について」を上程いたします。

それでは提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは第43号議案「令和7年度(2025年度)教育予算編成に向けての基本姿勢について」説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、令和7年度の当初予算を編成するに当たり、教育委員会としての基本姿勢を定める必要があるためでございます。

基本方針の内容についてでございますが、この件につきましては、10月18日の定例会におきまして、ご協議をいただいております。その際のご意見を踏まえまして、2ページの下段以降の基本方針の各項目につきまして、見出しをつけてございます。

見出しを申し上げますと、1、知・徳・体のバランスのとれた教育の展開、2、「よりよく生きる力」を身に付けていくための保幼小中連携教育の推進、3、教育相談等の体制の強

化、4、いじめの対応に向けた組織体制の強化、5、地域とともにある学校づくりの推進、6、良好な教育環境の整備、7、働き方改革の推進でございます。それぞれの内容につきまして変更はございません。

また4ページ以降の予算編成の重点を置く項目につきましては、修正等のご意見はございませんでしたので、変更もございません。

説明は以上でございます。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。見出しをつけていただきまして、分かりやすくなりました。

そこで3番の教育相談等の体制の強化というところなのですが、教育相談というのは、生徒指導提要等でも全ての子どもたちに対して開かれていて、悩みがあって当たり前の子どもたちなので、全ての子どもたちが自分の考えをまとめるために相談ができたり、必要な助けを求めることができるということが重要だと考えております。

そのことを踏まえますと、「不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた」という形で不登校ということだけに特化したような表現は少し考えたほうがいいかもしれないと思いました。特にということだと思いますし、今、報道にもございましたように、不登校がとても増えているという状況がありますので、大変重要な点とは思いますが、大前提として全ての子どもたちということがありますし、不登校の状態にあるから相談ということではなくて、そのような状態になる前に、そうなるかもしれないという状況があったときにSOSなり、ゆっくりと考えることであったり、いろいろなことができることがとても大事だと思いますので、ちょっとここは、表現の工夫が必要な部分かなと感じました。

以上でございます。

子ども・教育政策課長

そうしましたら、今のご意見を踏まえるという形で修正させていただきたいと思います。

伊藤委員

あるいは、今、工夫をお任せするような発言になってしまったのですが、「全ての子どもたちが支援を受けられるための体制として、特に不登校児童の」とつなげるとか、文言は今すぐ変えていただいても大丈夫な部分かなとは思いました。もしスケジュール的なことも

あるのであれば。

以上です。

子ども・教育政策課長

そうしましたら、「不登校児童生徒」の前に、「全ての子どもたちが支援を受けられるよう」という言葉を追記するという形の修正でよろしいでしょうか。

伊藤委員

そうですね。「必要な支援を受けられるよう」とか、「支援」でも、どちらでもいいと思います。

子ども・教育政策課長

それでは最初のところに「全ての子どもたちが必要な支援を受けられるよう、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた柔軟な支援を行うための教育相談等の体制を強化する」。

伊藤委員

つなげるときに「特に不登校児童生徒」というふうに入れられたらいかがでしょうか。そうしますと二重にならずに、論旨が明確になるかと感じました。

子ども・教育政策課長

そうしましたら、「全ての子どもたちが必要な支援を受けられるよう、特に不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた柔軟な支援を行うための教育相談等の体制を強化する」という形で修正させていただきます。

田代教育長

ほかに委員からご質疑、ご意見ございませんか。よろしいですか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により採決を行いたいと思いますが、一部、伊藤委員からご意見があった、3番の教育相談等の体制の強化というところの一部文章を変えるということについて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただいま上程中の第43号議案を、一部修正をした文章に変えて決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案を一部修正するという形で決定いたしました。

次に議決事件の3番目と4番目は関連する議題となりますので、一括して上程すること

といたします。

議決事件の3番目、第44号議案「『中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例』の一部改正手続について」、議決事件の4番目、第45号議案「『中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例』の一部改正手続について」は一括して上程いたします。

それでは事務局から提案の説明をお願いいたします。

指導室長

それでは第44号及び第45号議案、「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例」及び「中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日休暇等に関する条例」の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

提案理由でございますが、現在、部分休業という制度がございまして、職員が小学校修学までのお子さんを養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことを承認できると定めておりますが、このたび、子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進するため、部分休業を取得できる期間を補完する目的として、子育て部分休暇を区として新たに導入することとなりました。つきましては、幼稚園教育職員及び任期付短時間勤務教員につきましても運用させるため、関連する勤務時間条例について改正を行います。

では、各条例の改正内容についてでございますが、資料2ページをごらんください。幼稚園教員の勤務時間条例でございますが、第18条第3項において、子育て部分休暇について新設をいたします。

取得できる職員は満6歳の日の翌日以降の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、すなわち小学校に在学中である子を養育している職員、または満12歳に達する日の翌以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの障害のある子を養育している職員であり、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当である場合に、子育て部分休暇を承認するものと定めます。

続きまして、小学校及び中学校教員の勤務時間条例につきましては、第19条第2項において、子育て部分休暇について新設をいたします。内容につきましては、先ほどの幼稚園教員の条例と同じものとなっております。

改正内容の説明は以上でございます。施行期日は令和7年4月1日です。

なお、導入に至った経緯といたしましては、現在のところ、国や都では子育て部分休暇は

導入されておりましたが、特別区では各区において導入を検討しているところがございます。令和7年4月から中野区を含む15区において導入する予定でございます。

今後の予定といたしましては、本教育委員会で議決をいただいた後に、区長部局が所管する職員の勤務時間条例等と併せて、区議会第4回定例会にて議案として提出をいたします。議案の審査は幼稚園教員につきましては総務委員会、小中学校勤務時間条例につきましては、子ども文教委員会に付託されることとなります。第4回区議会定例会にて、改正条例議決の予定となっております。

条例改正の説明につきましては以上となります。

田代教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。よろしいですか。それでは質疑がないので、質疑を終結いたします。

それでは1件ずつ簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第44号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、ただいま上程中の第45号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

田代教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

田代教育長

次に報告事項に入ります。初めに教育長及び委員活動報告をいたします。

事務局から報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

10月25日、田代教育長、平本委員、伊藤委員、岡本委員、村杉委員が上鷺宮小学校を訪問されました。

以上でございます。

田代教育長

各委員から補足質問、ただいまの上鷺宮小学校訪問についてご報告等ございましたら、お願いいたします。

伊藤委員

私は前半の授業などへの視察の時間には、偶然でしたけれども、スクールカウンセラーの方がおいででしたので、ゆっくりお話をさせていただきました。中野区が配置するスクールカウンセラーと、東京都の制度に基づくスクールカウンセラーが二重にというか、それぞれ配置されるようになったわけですが、そのことによって校区の小学校・中学校について、区のスクールカウンセラーは柔軟に対応ができるということがございまして、そういった点についてもいろいろと具体的にお話を聞いてまいりましたが、やはりそういう制度がございまして、区のカウンセラーだからこそできる各学校、その地域全体についての支援ですとか、あとはご兄弟ですとか、学校を卒業して次の学校に行く小学校、中学校の連続性ですとか、そういったことについても非常にきめ細かく対応ができるということが分かりました。とてもよかったなと思いましたが、今後も充実をしていっていただきたいなと強く感じました。

その後、今、写真にもございますけれども、児童との交流ということもございました。その際にはグループに分かれてお話しさせていただいたのですけれども、すごく楽しそうに生徒たちが準備をしたものを披露してくださって、話題を出して、いろいろとそれぞれの自己紹介を兼ねながら意見交流ということができまして、普段の楽しそうな様子も伝わってまいって、とてもよかったなと思えました。

以上です。

岡本委員

私は授業を見学したときの感想です。1人1台端末の使い方をとても先進的に研究されているということで、多くのクラスで先生が非常に有効に活用していらっしゃる姿を目にすることができました。

端末の利活用は、ただ使うことが目的ではなくて、端末も、これまでのアナログな学習方法も、より、その場面に適した効果的な使い方をしていくことが大事だと思っています。それも先生が、この場面では「これをこう使いなさい」「これしっちゃ駄目よ」「これだけするのよ」みたいな指示を一方的にして、子どもがそれに従うということではなくて、子どもが自分で、この場面ではこれを使って学んでいこうという自律的な学び手の姿を目指していくことが必要だと思っています。その意味でも上鷺宮小学校の子どもたちは今、その学び

方を着実に学び取っているのだなということがよく分かりました。本当に頼もしく感じました。

以上です。

村杉委員

私も上鷲宮小学校の訪問についてお話しさせていただきます。中野区の北のほうで、自然が豊かな環境だなと感じました。私は6年生との対話集会の中でその日にもお話ししたのですが、この中で好きな科目について発表した中で、ある1人のお子さんが、道徳が好きだということで、その理由が「自分は人の心が読み取れないので、みんなのことを知りたいから」と話してくれました。6年生でこんなふうを考えて勉強しているのだなと感心いたしました。

あともう一つ、私は保健室を見させていただいたのですが、保健室は広くて、中央に丸いテーブルがあって、子どもたちが何人か座れるようになっていました。そこには、教室には入れないけれども、保健室で過ごせるといふ子どもたちが勉強したりして過ごしているということでした。その子たちも養護の先生が見ているということ、やはり養護の先生が病気の子やけがの子で対応が大変なときに、もう少しお手伝いの体制があればいいのかなと感じました。

以上です。

平本委員

私も上鷲宮小学校に初めて訪問させていただきました。皆さんモルモットの飼育などに大変主体的に取り組んでおりまして、対話集会での子どもたちの学校紹介の説明の内容からも、自然と命を大切にするという学校経営の方針というのが、日々の教育活動の中でも浸透して、うまくできているなど感じられました。とてもいい点だと思います。

また、対話集会の中でグループごとに、私も混ざっていろいろなお話をさせていただきました。ですけども、子どもたちが大変いきいきと、自分の好きなことや頑張りたいことを、自信を持って話すやり取りの様子から、仲間との日常的な学習環境の中で着実に心理的な安心感というのでしょうか、どういう意見を言ってもいいということや、みなのお話をきちんと聞く姿勢なども感じることができましたので、こういう活動は、私たちが子どもたちの成長とか、学校の取組をきちんと見せていただく上でもとてもよいなと思いました。

以上です。

田代教育長

ありがとうございました。それでは最後に私から。皆さん、もう随分話されたので。子どもたちが学校紹介を映像でやっていて、中学生だと大体タブレット端末を使って映像、できるのですけれども、今は小学生でも写真を入れて、学校紹介のプレゼンが映像でできるすばらしい力を持っているのだなと思いました。

それから学校内は掃除もとても行き届いていて、掲示物も画びょう一つ外れているところがなくて、子どもたちの作品が整然と飾ってあって、校舎は最新の校舎ではないのですけれども、とても教育環境が整っているなど感じました。

以上です。

それでは、ほかに各委員から補足で活動報告など、ございますでしょうか。

岡本委員

10月26日に日本教育行政学会という学会の大会が神戸であって、そこに参加してきたので共有をさせていただきます。

大阪府堺市と兵庫教育大学教職大学院が協働して管理職研修しているなどの面白い報告もあったのですけれども、今日はシンポジウムでの話です。テーマは「地方教育行政の広がりやをどう整理するか」というものでした。これまでは教育委員会事務局、教育委員会が、学校現場に学校教育のことについて決めて下ろしていくというベクトルの中で物事を、私たち、私たちというのは学者の方々ですね、は考えていたけれども、今は子どもたち個々のニーズ、多様なニーズがある。それをどうすくいとっていくかということが、地方教育行政に求められている。ベクトルも反対になってきているし、学校教育だけに留まっていなかったことを取り扱わなければいけなくなっている。地方教育行政から子ども教育行政になっていくのではないかというお話があって、なるほどと共感しました。

ベクトルや広がりが変わっていくと、それに合わせて地方教育行政も進化、変化していく必要もあるのかなと思った次第です。

以上です。

田代教育長

ありがとうございました。ほかに、委員の方からご発言はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ご発言がなければ委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

田代教育長

続きまして、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「令和7年度区立学校の儀式的行事の日程について」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、令和7年度中野区立学校の儀式的行事等の日程についてご報告をさせていただきます。

まず小中学校の日程でございますが、小中学校ともに始業式は令和7年4月7日で、入学式につきましては、小学校が4月7日、中学校は4月8日でございます。また、卒業式につきましては、小学校が3月24日、中学校は3月19日で、修了式が小中学校ともに3月25日となる予定でございます。なお、授業日数は今年度より3日多くなる予定でございます。

続きまして、幼稚園における日程でございます。幼稚園は3学期制で行ってございます。小中学校と同じ、始業式は4月7日で、入園式は4月9日、修了式いわゆる卒園式でございますが、3月18日、そして終業式が3月25日という予定でございます。

説明は以上です。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

村杉委員

ご説明ありがとうございました。一つお伺いしたいのですが、3日多くなる理由というのは、今回はどういうことが理由で3日多くなったのでしょうか。たまたまの日程の切れ方の違いでしょうか。

指導室長

やはり土日が挟まるかどうかというところの違いで、3日間多くなるというところがございます。具体的にどの日がということは申し上げられないのですが、土曜日、日曜日の巡りで多くなるという状況でございます。

田代教育長

ほかにご質問ございますか。よろしいですか。

それでは本報告は終了いたします。

次に、事務局報告の2番目、「令和7年度中野区立学校における学校教育の指導目標」の報告をお願いいたします。

指導室長

それでは令和7年度中野区立学校教育における指導目標について、ご報告をさせていただきます。

1、中野区の教育理念でございますが、中野区教育ビジョン（第4次）に示されている「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」。「子どもは自分の可能性を伸ばし、豊かな人間性・社会性や、確かな学力、健康・体力などの『生きる力』を身に付けている」及び「一人ひとりが学校や地域のつながりの中で自分らしく学んでいる」を記載してございます。

2の指導目標につきましては、1、生きる力を育む教育の推進と、2、生命を大切にし、人権を尊重する教育の充実としてございます。

1点目は、学校の教育活動全体を通して、家庭や地域との連携を図りながら、変化の激しい予測困難な社会において、よりよい社会の創り手となるために必要な知・徳・体の力をバランスよく育むことを目指しております。

2点目は、中野区子どもの権利に関する条例の理念の下、学校の教育活動全体を通して、生命を尊重し、心身ともに健康に生活する態度を育てることを目指しております。

3点目は、基本方針と令和7年度の重点でございますが、基本方針を「子どもを主体とした学校教育」といたしまして、6つの重点を定めました。

1、「知」、「徳」、「体」のバランスのとれた教育。2、自ら考え、学び、行動する人材を育成する教育。3、一人ひとりを大切に育てる教育。4、幼児期からの連続した教育。5、家庭・地域・学校の連携による教育。6、生涯にわたり自分らしく学べる教育でございます。これまで大切に取組んできた内容をさらに充実させるとともに、今年度は外国語によるコミュニケーション能力のさらなる向上や探求的な学習の充実、本や様々な資料等を読んだり、活用したりする活動の充実等に積極的に取り組みながら教育理念の実現を目指してまいります。

報告は以上でございます。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問等、ご発言がございましたらお願いいたします。

伊藤委員

ご説明ありがとうございます。また昨年の資料と照らし合わせて理解できるようにしていただきまして、ありがとうございます。今、私の場合は令和6年度の教育目標も手元にあ

るので比較ができました。

その点から申しますと、今回、分かりやすくしていただいて、基本方針も「子どもを主体とした学校教育」としてくださって、大変ありがたく思います。先ほど岡本委員の報告にもありましたが、子どもからということに教育全体が今変わろうとしていると思いますので、このように明確に「子どもを主体とした」としていただけたことには大きな意義があるなと思いました。

その点で、下位項目につきましても、子どもを主体とした表現に変えていただきまして、例えば、確かな学力も「身に付ける」と、主語が子どもというような形に整えていただきました。もう10年以上前からかなと思うのですが、様々な教育目標が、子ども、あるいは学習者自体が、何ができるようになるのかということ表現するという形での記載の仕方によって変わってきておりますので、今回このように変えていただけてよかったなと思います。

その上でなのですが、そのような観点からもう一度見直しますと、例えば1の菱形の2番目の「豊かな人間性を養う」のところで、「児童・生徒が自発的・自主的に自ら発達させることを尊重」となっているのですが、これ、自らを発達させるというのが、日本語としてどうかと思ひまして。シンプルに、児童・生徒が自発的・自主的に自らを成長させるとか、成長させることができるとか、「成長」などの分かりやすい言葉のほうがよいのではないかなと思いました。というのが1点です。

同じような趣旨で見直させていただいたのですが、4の「幼児期からの連続した教育」というところで、これはどのように変更するのがよいのか、にわかには私も思いつかないのですが、0歳から15歳までの学びをつなげる」というのは、もしかして主語が教育者のほうであって、子どもではないかもしれないと思ひまして、0歳から15歳までの学びを関連づけながら学んでいくとか、何か関連、連続性の中でとか、一貫した体系的なというような様々な意味が込められているからこそ、言葉になりにくいのだと思いますが、でも逆に言えば、様々な意味が込められているからこそ、何を込めているのかを明確にするためにも、ここはもしかしたら工夫が必要な点かもしれないと感じました。

同様に6番なのですが、生涯にわたり自分らしく学べる教育のところ、「豊かな人生を送ろうとする」ではなくても、「豊かな人生を送る」とかでもよいのではないかなと思ひて、心を養ったり、社会をつくったり、人生を送ったりということで、ここだけが「送ろうとする」でなくてもよいのではないかなと、瑣末なことで大変恐縮なのですが、

ども、感じたことをお話しさせていただきました。

指導室長

ご指摘ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえまして、文言を改めて見直してまいります。

岡本委員

私も伊藤委員がおっしゃったように、子どもを主体とした学校教育というものが基本方針に出たのは大変ありがたいと思いました。

私も、その上でなのですが、指導目標のほうがそうになっていないのではないかなという印象があります。基本方針以下のところは、子どもを主語にした文言に修正をいただいているのですが、例えば指導目標の2の、「生命を大切にし、人権を尊重する教育の充実」は、育てるとか努める、させるようにするみたいな表現があります。子どもの権利に関する条例の理念のもとでは、子どもに「人権はこうだよ」と教えることも必要ですが、それと同時に、子どもの人権が尊重される環境を私たち大人が、学校、地域でつくっていくことも大事だと思います。その理念から考えると、表現はもうちょっと変えたほうがいいのかという印象がありました。

平本委員

昨年度との比較の資料も含めて分かりやすく整理していただき、ありがとうございます。私もほかの委員と意見が重なるのですけれども、「子どもを主体とした」という表現にいただいた部分はとてもよかったと思っています。

その観点で、もう一度、表現を見直していただくのは大切かと思うのですけれども、もちろん、子どもを主体とした表現を基本にしつつも、子どもを主体として、私たちの側がどう関わっていくかという文章が絶対含まれてはいけないということではないと思いますので、その場合は主語が分かるように書いていただくということが徹底できれば、必ずしも全ての表現が、子どもを主語にしなければいけないということではないのかなという観点で見直していただくとよいのではないかなと思います。

また、指導目標の部分は、先ほど岡本委員からもご意見があったとおり、表現をどうするか、見直すかどうかという観点も含めて、今回1と2の順番を入れ替えていただいたと理解しているのですけれども、ここについての背景がもしあれば、教えていただきたいと思っております。

指導室長

昨年度から比べますと、昨年度は「生命を大切にし、人権を」というところが上になっていて、「生きる力を」というところで書かせていただいたのですけれども、今年度はやはり生きる力というのは、生きて働く学力とかもそうですし、また健康な体もそうですし、その一つとして、心豊かな健全な心ということも大切にしていきたいという概念で捉えておりますので、そう考えますと、生きる力の中に、生命を大切にし、人権を尊重する心というものも含まれていますので、より上位の概念を上にしたという位置づけでございます。

平本委員

ご説明ありがとうございます。理解いたしました。

村杉委員

私もほかの委員の皆様がご指摘されましたが、子どもを主体とした学校教育、昨年は「子どもを主語とした学校教育」となっておりましたが、このようになって大変よかったと思います。今年度も、このような順番で、私は分かりやすくまとめていただいて、とてもよかったと思います。ありがとうございました。

岡本委員

細かいところなのですが、基本方針の2番の、自ら考え、学び、行動する人材を育成する教育とありまして、人材という言葉にやや引っかかりました。人材って、社会が求めている人ですよね。子どもがこういう人材になりたいと思うことを求めるのかどうか。人材という言葉で、子どもを主体とした学校教育から考えたときに、どうなのかなという違和感がありました。

より大きなところなのですが、指導目標って、これを基に各小中学校で、自分たちの学校現場の重点を考えて取り組んでいかれる一番上位にあるものだと思うのですが、もっとこれをやってみよう、挑戦してみようと前向きに思えるような示し方ができないかなと思いました。この指導目標はだいぶまじめですよ。間違いのないことを書かれている。それは行政としては大事なのですが、そういう姿勢はやはり学校現場にも伝わってしまうのではないかなと思います。

口の説明では「いろいろやってください」「応援していますよ」と発信されていると思うのですが、こういうところからもうちょっと前向きな、ワクワクするような姿勢が見えると、すてきになるのではないかなと思いました。

以上です。

田代教育長

ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは本報告は終了いたします。

次に事務局報告の3番目、令和7年度に向けた不登校対策の検討状況についての報告をお願いいたします。

指導室長

それでは、令和7年度に向けた不登校対策の検討状況についてご報告をさせていただきます。中野区立小学校及び中学校の不登校児童・生徒並びにその保護者に対して、よりよい支援を提供するために、令和7年度に教育委員会が取り組む不登校対策の検討状況についてご報告をさせていただきます。

1、不登校児童・生徒への支援の在り方についてでございますが、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指してまいります。

2、令和5年度の不登校児童・生徒の状況でございますが、(1)本区の不登校児童・生徒数は、令和5年度は小学校228人、中学校241人で、小・中学校ともに増加傾向にございます。

(2)国、都、区の不登校児童・生徒の割合でございますが、小学校は令和3年度は国が1.3%で都が1.33%、本区が1.61%で、令和4年度は国が1.7%、都が1.78%、本区が1.85%といずれの年度も、国や都よりも多いという傾向にございます。

中学校につきましては令和3年度は国が5%で、都と本区が5.73%。令和4年度は国が5.98%で、都が6.85%、本区は6.7%と、いずれの年度も国よりも多く、都とは同程度という傾向にございます。

(3)出席日数に着目した不登校の状況でございますが、注目していただきたいのは、表の上から1段目と2段目の出席日数が0日及び1日から10日の児童・生徒の割合でございます。国と比較いたしますと、小学校においては、出席日数0日が、国が2.8%のところ、本区は8.7%。出席日数が1日から10日につきましては、国が4.9%のところ、本区は16.3%となっております。

また中学校につきましては、国が3.5%のところ、本区は3%でございますが、1日から10日は、国が8.9%のところ、本区は13.4%となっております。小中学校ともに、国よりも出席日数10日以内の児童・生徒の割合が高いという結果となっております。

また令和4年度と5年度を比較いたしますと、本区は小中学校の合計の割合が前年比で

増加してございます。

続きまして、3、令和6年度新規事業の取組状況でございますが、(1)中学校校内別室の利用状況につきましては、全校合計で98人の生徒が利用をしております。

また(2)中野中学校N組の利用状況につきましては、在籍者数が7人で、そのうち安定して登校できている人数は4人でございます。

(3)区スクールカウンセラーの相談実績につきましては、小学校は総相談件数が1,918件で、そのうち不登校の相談件数が368件ございました。中学校は総相談件数が1,198件で、そのうち不登校の相談件数が281件ございました。

(4)の成果といたしましては、中学校における校内別室やN組、不登校巡回指導教員の配置等により、通常学級への登校を渋るお子さんや、教室以外で学ぶことを希望するお子さんの学ぶ環境を充実させております。

(5)課題といたしましては、令和6年9月30日現在で、出席日数が10日以下の児童・生徒が88人おり、学校や学校外で指導を受けられていない児童・生徒が66人でございます。この児童・生徒に対しては、現在、教職員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談室、医療機関等と連携をして、アプローチを続けてございます。

4、令和7年度の取組でございますが、(1)「(仮称)不登校支援ガイドライン」の作成及び周知・啓発といたしまして、教育委員会や学校の取組を全体的に取りまとめ、不登校児童・生徒を支援する学校や、保護者、区民等の共通理解を図り、関係者が一体となって取り組めるようガイドラインを作成し、広く周知・啓発することを検討してございます。

(2)教育支援室の運営体制の充実の①スクールソーシャルワーカーや心理士等との連携強化でございますが、学びにつながっていない児童・生徒の受け皿となる教育支援室において、以下の表のとおり、スクールソーシャルワーカーや心理士等と連携して、段階的な支援を充実させることを検討してございます。

②学習機能と居場所機能の一体的な充実といたしましては、一人ひとりに合わせた学びを充実させるとともに、安心していただける場所となるよう、民間事業者等の専門的な支援の提供を含め、国や他自治体の動向や必要経費等を踏まえて、新たな運営体制を構築することを検討してございます。

(3) (仮称)小学校不登校巡回支援員の設置といたしまして、小学校を巡回して不登校の芽を早期に発見して、不登校を生み出さないようにするために、児童の観察や個別相談、個別指導等を行う人員を配置することを検討してございます。

5、最後に今後の予定でございますが、教育委員会と子ども文教常任委員会におきまして、令和6年12月と令和7年2月に検討結果を報告させていただく予定でございます。その後、4月には学校・保護者・区民等へ周知してまいる予定でございます。

私からの説明は以上となります。

田代教育長

ただいまの報告につきまして、質問、ご発言がございましたらお願いいたします。

伊藤委員

丁寧なご説明をありがとうございます。本当に、全国のことではございますけれども、コロナ禍以降、学校に登校が叶わないという児童・生徒さんが増えていて、非常に悲しいというか、心苦しい状況だなと感じております。

例えば、先ほど登校日数の少ない方が本区で多い傾向にあるというお話がございまして、特に小学校で非常に出席日数の少ない方がいらっしゃったりするということも分かりました。小学校のときに学校に行くことが難しいということがあると、さらに中学校でまた難しくなってしまう可能性も高いですし、先を見越した支援というか、目の前のことだけでなく、何年か後に、それぞれのお子さんがどう成長していけるのかということ、しっかりと見据えた支援が必要ではないかなと強く感じたところです。

そのような点から、先日スクールカウンセラーと上鷲宮小学校でお話しさせていただいた際にも、丁寧に校区を回っていると、小学校のときにどういう状況があると、中学校で学校が苦しくなってしまうのかなどが非常に見えてくるというお話もございました。私も経験上、非常によく理解できる話でした。ですので、本区の中で、こういった地域でどういうお子さんが実は苦しさを抱えていて、それがだんだんに大きくなってしまふ。そのプロセスの中でこういった支援を必要としているのか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、そういったことをご存じだと思いますので、改めてそういう知見もきちんと踏まえていただいた上で、それを学校にフィードバックして、学校の日々の授業や生徒指導の中で関わりを工夫していただくことが非常に重要ではないかなと思いました。

そして、そういったことを踏まえますと、このガイドラインも大変よい取組だと感じておりますが、その内容も、今申し上げたような、予防という言葉がよいかどうか分かりませんが、子どもたちがいろいろな困難を過剰に大きくしてしまうのではなくて、必要な支援を受けられて、悩みながら成長ができるということを支援できるような構造にさせていただくことが、非常に重要だと感じております。

その点から申しますと、例えば、これは具体例なので、まだこれから検討していただくと
思うのですが、ステップ1は、いきなりスクールソーシャルワーカーが個別に関係を構築
してとなっているのですが、その前に学校の中でできること、あるいは学校の先生がご家
庭と連携をとって、状況を確認してくださることですとか、様々できることがあると思
うのですね。

また、こちらで、ステップ1では不登校の要因やニーズを把握するのがスクールソーシ
ヤルワーカーになっているのですけれども、ご存じのようにスクールソーシャルワーカーと
いうのはソーシャルワークですから、社会福祉という観点からのニーズのアセスメントに
なるというのが、ワーカーの得意な分野になります。

もちろん福祉的に、経済的なご事情でご家庭が逼迫していて、不登校になられていると
か、そういったこともあると思いますので、社会福祉的視点からの要因、ニーズの把握も大
変重要と考えますが、全てのお子さんがそうではなくて、心の成長の中で何がしか課題を
抱えていらっしゃる、悩みを抱えていらっしゃるという場合も非常に多いと思いますので、
そういった面につきましては、そういったことの訓練を受けているのは心理士であるとい
うこともありますので、きちんとそれぞれの専門職の得意分野を踏まえて、もう少しステ
ップをご検討いただけると、よりよいものになるのではないかなと思いました。

他の地域の心理士さんのお話を伺いまして、全国のいろいろな地域では、こういった
ガイドラインがあって、そのことでマニュアル化してしまうというよりは、むしろ先生方
や学校内の共通認識として、「この子は支援が必要な状態だね」とか、「こういう支援をし
ていけないといけないね」というコンセンサスがとれるということで、大変よいというよ
うなご意見も耳にいたしますので、ぜひ本区の状況に合った、実効性の高いものをご検討
いただければと思います。

以上です。

村杉委員

私は大きな3番の令和6年度の新規事業の取組状況の中の、2ページの(4)の成果のとこ
ろですが、成果の出たものをもっとさらに詳しく分析していただいて、令和7年度につな
げていただければと思います。

成果が出そうというのは、例えばどのくらいの子もたちが少し通常学級のほうに行
けたですとか、なかなかそこは、出るのは難しいと思いますが、それをまた詳しく分析し
ていただければと思います。よろしく願いいたします。

指導室長

成果につきましては、今現在考えているのは、例えば校内別室に通っているお子さんにアンケートをすとか、ご意見を伺うとかして、そのお子さんにとってその場所なり、その支援が、どう有効に働いているかなというのを直接聞くということが重要かと思っておりますので、そういったところで成果をしっかりと把握した上で、次年度につなげていきたいと考えております。

岡本委員

私も、小学校の最初から学校に行けなくなってしまうお子さんたちの割合が高いということが非常に問題だと思っています。

以前に、保幼小中連絡協議会に参加したときに、保育園・幼稚園の先生方から、「いかに小学校にフィットできるようにするかを頑張っています」みたいなご発言があったのですね。小学校の先生は小学校の先生で「小学生にさせるために頑張っています」みたいなご発言があって、やはり、させる、させるだなと、そのとき思ってしまった。フィットすることも大事なのですが、もうちょっと緩やかに、スムーズに連携ができないかな、接続ができないかなということも印象として思いました。直接それが学校に行ける、行けないに関わっているかどうかは分かりませんが、ちょっとでもそういうプレッシャーを取り除いていくこともできるのかなと考えました。

さっき、伊藤委員がガイドラインのこともおっしゃっていたのですが、私もガイドラインについて意見があります。関係者が一体となって取り組めるようなガイドラインにしていくとありますが、そのためには先ほど子どもの声を聞きたいというお話があったように、ぜひ当事者の不登校児童・生徒と、その保護者の声を聞く機会を設けていただきたいと思えます。以前、夜の教育委員会の傍聴者発言でも当事者の保護者から、非常に厳しいご意見がありました。そういう人たちにとっては、行政がつくったものが下りてきたという時点で、やっぱり自分たちのものではないと受け止められてしまうと思います。その時点で、関係者が一体となって取り組めるものではなくってしまうので、作成チームに関わることが最も望ましいと思うのですが、難しければアンケートをとったり、車座になって話し合ったり、パブリック・コメント手続をとったり、いろいろみんなを巻き込んでいくような仕掛けがぜひ必要だと思います。

さっきの子ども教育行政の話にも通じるかもしれませんが、上で決めて下に下ろすみたいなだけでは、もう成り立たない時代になってきているのではないかという危機感があ

ります。

以上です。

指導室長

ご指摘ありがとうございます。ガイドラインを作成するに当たっては、当事者の方々の意見をしっかりと聞くようにしたいと思っております。様々聞く機会というか、方法等はあるかと思しますので、また改めて、方法等についても、どのように作成していくかということも含めて考えていきたいと思っております。

伊藤委員

先ほど村杉委員がご指摘くださいました成果の指標ということについては非常に重要だと思っております。と申しますのも先ほど議案にも上がりました評価の際にも評価の委員の方から、できたところ、例えば不登校のお子さんであれば、学びにつながった、そういった指標も必要ではないかというご指摘をいただいて、非常に重要だと思ったところです。ですので、成果のところはぜひ丁寧に出していただくことが必要かなと思っております。

ただその際に、アンケートというお話があったのですが、ご存じかと思うのですが、不登校というのは非常に複合的ですし、私の経験上も、心理学を学んだ人であっても、30代、40代になって初めて「あのときの不登校はこれが原因だったんだ」と言葉にできるということもままございます。何が言いたいかと申しますと、ご本人がそのことに向き合って言葉にできるならば、問題は解決しているということがあって、逆に、不用意にそのことを問いかけることが、本人にとっては非常に苦しいことになってしまうときもございます。

例えば、これが分かりやすい例か分かりませんが、成績が伸びないというお子さんに「あなたはどのようにして成績が伸びないのですか」というアンケートが来たときに、子どもが困ってしまうし、「答えることができないからです」と言うしかないのではないかなと思ってしまふのですね。もちろん学習面においても、認知カウンセラーというのがあって、非常に丁寧にその子の認知のシステムが解き明かされるような質問を重ねていきますと、その子がどういうところで行き詰まっているか、学習面においても非常に豊かな情報が得られます。そのような意味で、当事者の感覚や当事者の思いというのはものすごく大事なのですが、それをきちっと正確に受け取って、形にするというのは非常に専門性が必要なことなので、そういったことを多くの方にしていただけるようになることが理想ではありますが、安易にアンケートという形で考えることは危険も伴うかなと思いましたので、一言コメントさせていただきます。

私の意見といたしましては、むしろそれよりも、例えば不登校状況が、どのようなお子さんがどのような時期に声かけをされて、ここにつながっているかとか、そういった客観的なデータだけでも非常にいろいろなことが分かりますので、何人が来ていますということだけではなくて、そのうちの何人は登校が難しくなってからこのぐらいの時期に来ているとか、それも本当に早ければよい、遅ければよいではなく、個別性が大きいと思うのですが、そこでスクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーが、どのタイミングで関わったのかとか、そういったきめ細かい客観的なデータの重ね合わせということが非常に重要ではないかと思っておりますので、お考えいただければと思います。

先ほどガイドラインについても当事者の意見をという話があったのですが、もちろん当事者の意見、あるいはいろんな人のお考えやご体験が生きるようなガイドラインというのはとても大事だと思う一方で、本当に不登校の方のご事情は千差万別ですので、いかんせん、私どもは相当な数の方にお会いしているのです、そのことを実感いたしますが、当事者の方はご自身のお子さんだけということになってしまうので、やはりガイドラインというのは、全体に対して、どのお子さんに対しても「これはしましよ」というような形になっていきますので、個別の体験をどのお子さんにもというところまで変えていくということは非常に難しいところがございます。やはりガイドラインということの意味を、つくる側もしっかりと共有して、それに取り組む側も理解をしながら、慎重にご作成いただけるとよいのではないかと思いますし、そういう点についてもきちんとした周知や啓発、「勝手につくりませんよ」ということではなくて、様々なことをきちんと本質を捉えて、整理しながらつくっていただくということが何よりも大事ではないかなと思ったところです。

以上です。

平本委員

既にほかの委員の皆様から多数の意見が出ておりますので、重ならないところと、私の視点ということでご意見を言わせていただければと思います。

まずガイドラインの資料の検討状況の資料の中で、不登校児童・生徒を支援する学校や保護者、区民等の共通理解を図り、関係者が一体となって取り組めるガイドラインとありますが、もちろん児童・生徒への支援だけではなくて、保護者への支援という観点も私は重要だと思っておりますので、ぜひその観点で、保護者は子どもを今、支援する立場だけではなく支援を必要とする立場であるということも念頭に置いた上で、ぜひ保護者の意見もお聞きしながらガイドラインを整えていくようにしていただきたいなと思っております。

また不登校児童・生徒への支援の在り方についての関係者の部分なのですが、もちろん文部科学省の通知などではスクールソーシャルワーカーとの連携・協力等がメインのところでは示されているとは思いますが、関係者としてのスクールロイヤーなどが、アセスメントの部分で関わっていくことも十分あり得ると思っております。

特に不登校の背景にいじめ等がある場合などにおいては、主に学校として適切な関わりや対応ができていくのかという部分で役割を果たすことが多いとは思いますが、場合によっては保護者との話し合いや面談の席に同席して、必要な助言を行い、保護者に対して何か視点を与えるということもあるように思っております。弁護士の場合、どうしても利益相反の部分には注意が必要になりますので、スクールロイヤーが、例えば学校の代理人になるかのようにして振る舞うことについては、私も中立性に疑問が生じ得ると思っておりますので、スクールロイヤーがあくまで子どもの最善の利益を念頭に置いた上で、助言やアセスメントなどを行う立場だということがきちんと伝わるように、子どもたちの最善の利益のために連携・協力していくチームの一員として、スクールロイヤーも関係者の中に含めて活用していくということ、保護者にもきちんと理解していただけるように、場合によってはスクールロイヤーが学校の味方として登場しているように思われることがないように、決してそういう立場ではないのだということを十分に理解していただけるような丁寧な説明も必要となると思っておりますので、そういった点も観点に含めながら、充実したガイドラインの作成を進めていただきたいと思います。

以上です。

伊藤委員

今のご意見も踏まえ、このガイドラインの前の段階で、どういう援助のリソースがあって、それぞれが、何が専門で、どういった立場なのか、どういうことができるのかということ、まずは周知していただくということも、当事者の方や周囲の方、学校にとってもメリットが大きいのではないかなと思えました。

その上で、そういったリソースを活用しながら、どのような支援を学校が段階的に行っていくのかということの整理となっていくのかなと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

岡本委員

ちょっと違う観点なのですが、4の検討事項の(2)の②の「学習機能と居場所機能の一体的な充実」のところ、「民間事業者等の専門的な支援の提供を含め」とございま

す。私もこれまで何度か発言した記憶があるのですが、NPOや民間事業者等で、不登校対応を専門にされているところがありますので、そことの連携が本当に切実に必要だと思っていましたので、すごくありがたいなとは思っているのですが、一方で、現時点での心配としては、いろんな事業者さんがいらっしゃいますし、板橋区ではちょっと前に炎上したケースもございました。いろんな人たちがいろんな方法で関わってこようとすることも心配ですので、逐次どんな体制で検討されるかは、まだこれからだと思っておりますが、慎重に、でも前向きに進めていければなと思っておりました。

以上です。

指導室長

今いただいた民間事業者の選定に関わることに关しましては、今後進めていくところではありますけれども、やはり様々な事例等も東京都内でございますので、先行している自治体等しっかりと研究して、様々な方のご意見も伺いながら、選定については慎重に行っていきたいと考えてございます。

田代教育長

ほかに加えてご質問やご意見ございますか。よろしいですか。

それでは本報告は終了いたします。

それでは最後に事務局から次回の開催について報告をお願いします。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会でございますが、11月8日金曜日午前10時から区役所7階、教育委員会室で開催する予定でございます。

なお、諸事情によりまして、急遽、休会となる場合がございますので、中野区のホームページにてご確認をお願いいたします。

以上でございます。

田代教育長

それでは以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、教育委員会第28回定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時10分閉会